

## 社会保障費 国際比較基礎データ

— 財源の国際比較 分析と解説 —

勝又 幸子  
森田 陽子

### I はじめに

ここで使った各国の社会保障費統計は、平成9年度社会保障費（『季刊社会保障研究』第35巻第3号）の「◆参考 国際比較」（339～342頁）として示した内容の基礎となったデータであるが、掲載国の直近のデータは昨年公表時と変わらず1993年度までとなっている。これは、現在ILOが基準の一部および集計様式などの見直しを行っているため、各国の新しいデータが入手できない事情による。したがって、以下では本誌第123号（101～112頁）において掲載した社会保障費国際比較基礎データを用いて各国横断的な分析を財源分析中心に行う。また、併せて、ILO以外の社会保障費国際比較統計の整備状況についても解説する。なお、本稿はIIを森田がIIIを勝又が分担執筆した。

### II 社会保障費財源の国際比較

先進5カ国と日本の社会保障費を財源の観点から比較し、動向と背景をまとめる。ここで、社会保障費の財源とは、単年度にILO基準の社会保障制度に対する歳入総額を表す。年金制度のように将来の長期にわたる保障のために基金を持つ制度があるため、歳入がその当該年度の歳出の財源となっているとは限らない。以下では、まず、社会保障費財源の総額を、各国通貨、GDP比の2つの尺

で国際比較し、国際間で社会保障の規模にどのような違いがあるかを概観する。次に、構成内容を国際間で比較し、各国の社会保障費財源の特徴を捉える。

#### 1. 社会保障費財源の規模

各国通貨単位で測った社会保障費財源の規模の推移を見たものが表1である。80年代から90年代を通じた規模の変化を見ると、まず、日本は、社会保障給付費によると1970年代に大きな伸びがあったが、80年代以降は10%以下の伸びに落ち着いている。フランスについては大きな変動はなくほぼ一定率で増加している。ドイツは1990年までは西ドイツ単独で扱われてきたが、1991年以降は統一ドイツとなったため、1990年から1991年の間で、財源額の大幅な増加が観察されている。スウェーデンの財源規模は全期間を通して大きな上昇率を示している。ただし、1992年から1993年で財源総額は減少するが、これは財源項目のうち資産収入が計上されていないためである。イギリスは70年代後半から80年代前半にかけて大きく伸び、90年代に入ってから再び高い上昇率となっている。アメリカについては、上昇率の大きさに多少変動はあるが80年代後半から安定している。

絶対値で測った社会保障費財源の規模は国の規模と強い正の相関があるため、国際比較するためには国の規模をコントロールする必要があること

表1 各国の社会保障費財源の推移

	日本		フランス		ドイツ		スウェーデン		イギリス		アメリカ	
	合計額 (億円)	対前年度 上昇率 (%)	合計額 (百万フラン)	対前年度 上昇率 (%)	合計額 (百万マルク)	対前年度 上昇率 (%)	合計額 (百万クローネ)	対前年度 上昇率 (%)	合計額 (百万ポンド)	対前年度 上昇率 (%)	合計額 (百万ドル)	対前年度 上昇率 (%)
1977	234,987	17.2			275,312		118,949		23,120		279,203	
1978	269,571	14.7			312,369	13.5	139,086	16.9	26,272	13.6	307,446	10.1
1979	298,251	10.6			328,684	5.2	154,643	11.2	30,030	14.3	356,044	15.8
1980	335,258	12.4			357,712	8.8	183,852	18.9	35,698	18.9	370,597	4.1
1981	374,123	11.6	874,051		385,240	7.7	205,285	11.7	43,709	22.4	412,915	11.4
1982	400,793	7.1			403,419	4.7	221,738	8.0	50,532	15.6	452,784	9.7
1983	419,642	4.7			405,788	0.6	252,244	13.8	63,254	25.2	514,462	13.6
1984	445,384	6.1			421,179	3.8	264,257	4.8	64,438	1.9	539,628	4.9
1985	485,773	9.1			438,617	4.1	285,250	7.9	69,338	7.6	592,112	9.7
1986	512,442	5.5	1,486,432		459,340	4.7	318,642	11.7	75,008	8.2	644,464	8.8
1987	533,637	4.1	1,574,368	5.9	477,926	4.0	353,088	10.8	80,444	7.2	739,239	14.7
1988	573,062	7.4	1,676,920	6.5	498,992	4.4	407,846	15.5	86,920	8.0	802,844	8.6
1989	603,167	5.3	1,784,661	6.4	522,172	4.6	436,416	7.0	89,192	2.6	861,775	7.3
1990	663,661	10.0	1,880,198	5.4	554,115	6.1	522,895	19.8	98,361	10.3	945,023	9.7
1991	707,714	6.6	1,984,740	5.6	691,332	24.8	581,808	11.3	112,439	14.3	1,028,955	8.9
1992	739,182	4.4	2,091,565	5.4	765,055	10.7	583,555	0.3	124,557	10.8	1,104,246	7.3
1993	768,380	4.0	2,176,934	4.1	835,417	9.2	550,592	-5.6	141,214	13.4		

注：ドイツは1990年までは西ドイツ、1991年度以降は統一ドイツである。

出所：フランスについては COMPTES DES REGIMES DE PROTECTIONS SOCIALE (Comptes de la Protection Sociale-Sesi)、他の国については The Cost of Social Security (ILO)。

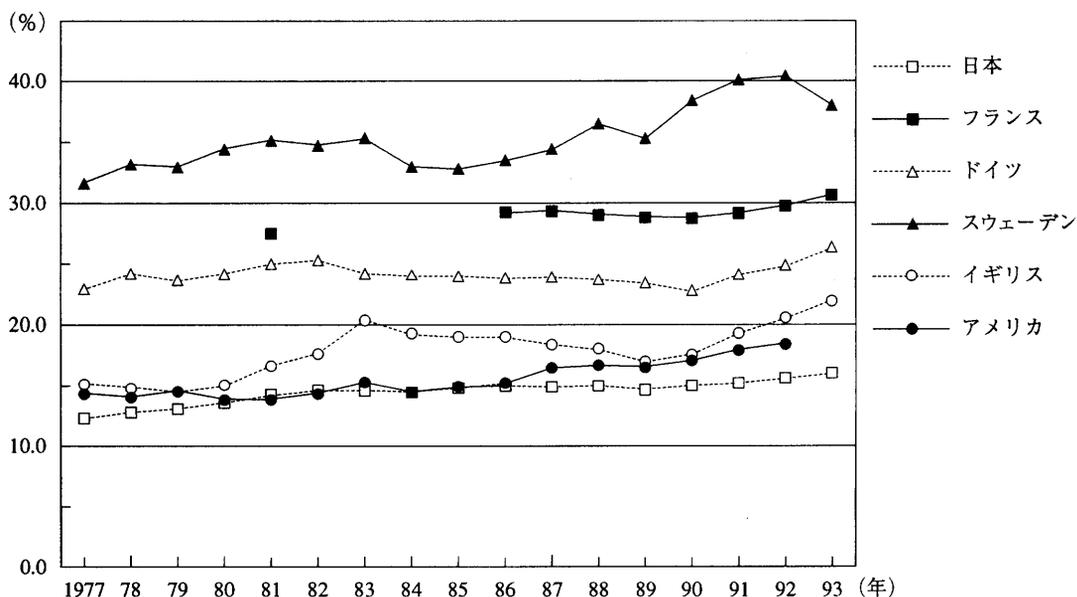


図1 社会保障費財源合計額の対GDP比

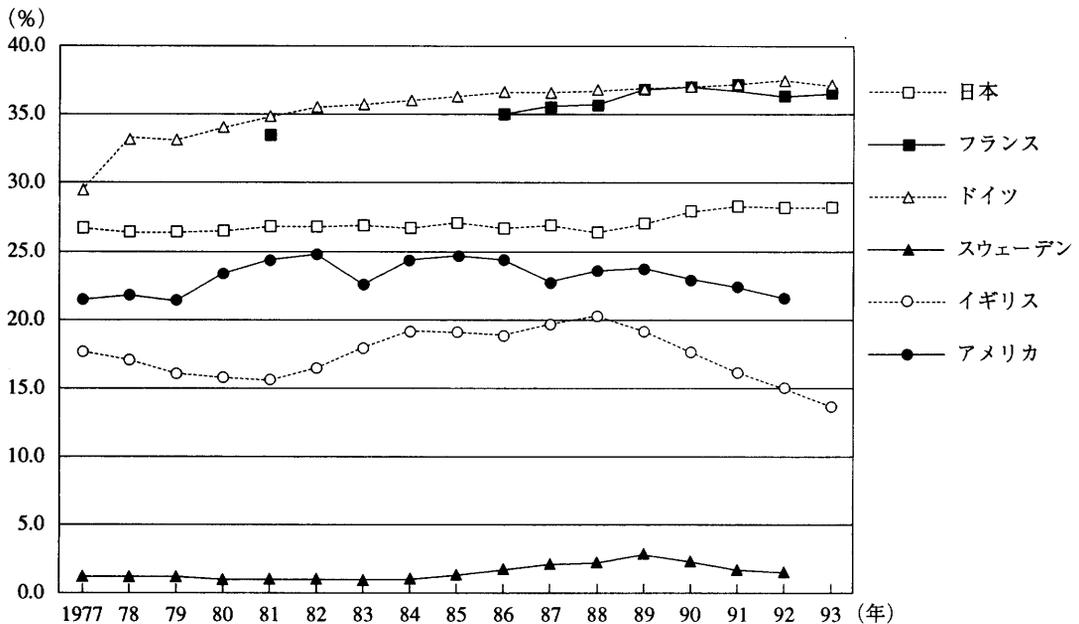
は周知の通りである。「国の規模」は、経済的な規模や人口的な規模など多様な角度から測ることができるが、ここでは簡便な方法を取り、経済規模のみをコントロールした各財源項目を比較する。方法としては、GDPで基準化した財源額を利用する。ただし、GDP比で見た場合、分子の財源額ではなく、分母のGDPの動きによる影響が出ることは留意すべきである。図1は各国の社会保障費財源合計額のGDP比の推移である。GDP比の最も高い国はスウェーデン、最も低い国は日本またはアメリカである。GDP比で見るといずれの国においても財源の規模は1980年代から90年代の期間でそれほど大きく変化していない。財源の規模はある程度制度の枠組みによって規定されるが、当該諸国において制度そのものが過去約20年間で大きく変化することはほとんどなかった。したがって、GDP比で見る実質的な社会保障費の財源規模が大きく変化していないのは妥当であると言える。

## 2. 社会保障費財源の構成

1970年代の後半から社会保障費財源の構成がどのように推移してきたかを考察しよう。社会保障費の財源は主に、①被保険者拠出②事業主拠出③国庫負担④他の公費負担⑤資産収入⑥その他(⑦公費負担：国庫負担と他の公費負担の合計)から成る。

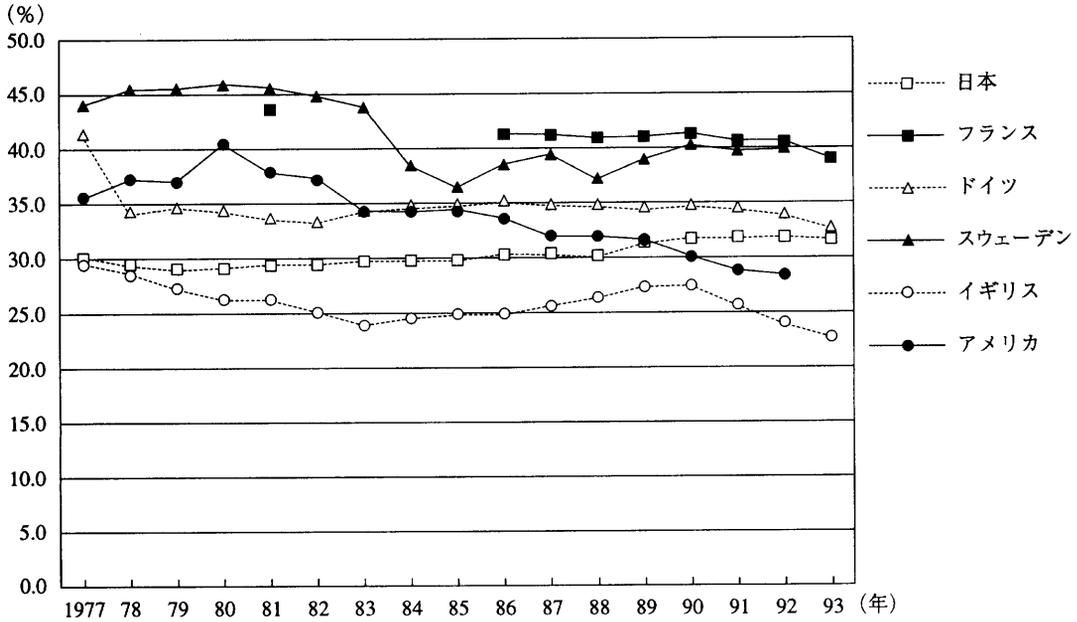
まず、財源総額に占める各財源項目の割合を用い、各項目の財源に占める重要性を国際比較する。ここで構成別財源額のGDP比ではなく総収入に対する各財源のシェアで比較する理由は、GDP比による比較では構成間の相対的な重要性を国際比較することが難しいためである。

図2～6は特定の財源が社会保障費財源全体に占める割合の国際比較である。日本は被保険者拠出、事業主拠出、公費負担の主要な3項目が比較的平等なシェアを持っているようである。また、資産収入のシェアが大きい。フランスは被保険者拠



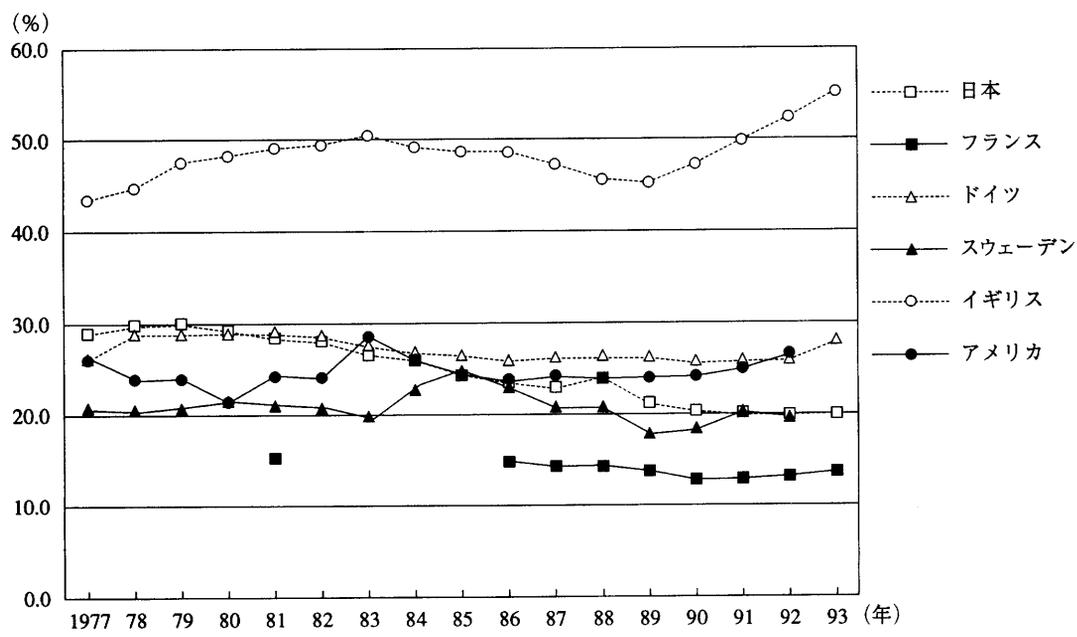
注：被保険者拠出割合 =  $\frac{\text{被保険者拠出額}}{\text{財源合計額}}$

図2 被保険者拠出割合の推移



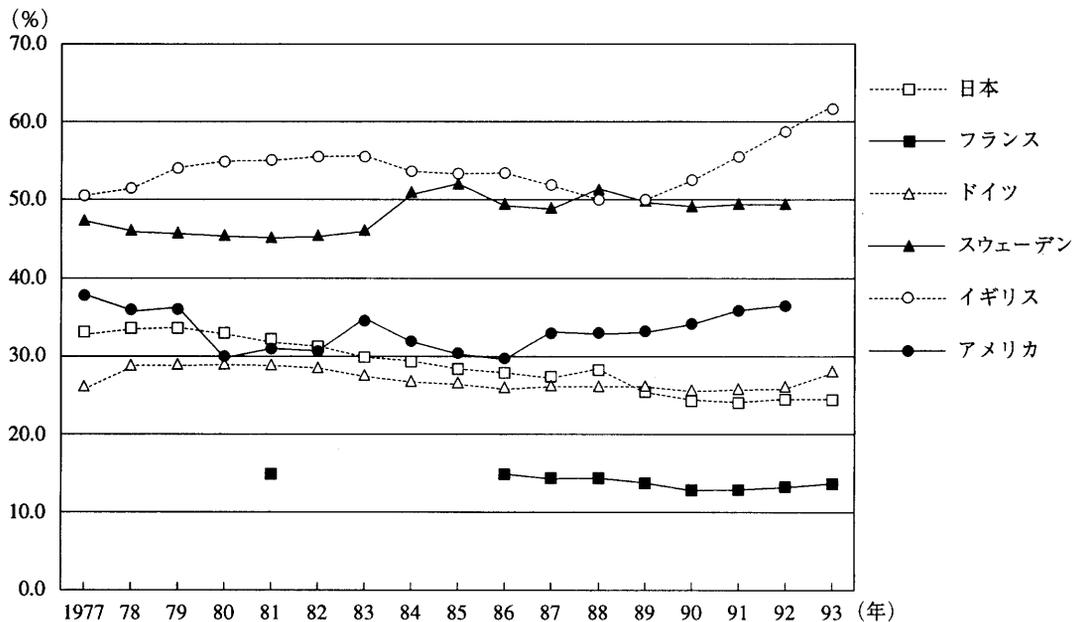
注：事業主拠出割合 =  $\frac{\text{事業主拠出額}}{\text{財源合計額}}$

図3 事業主拠出割合の推移



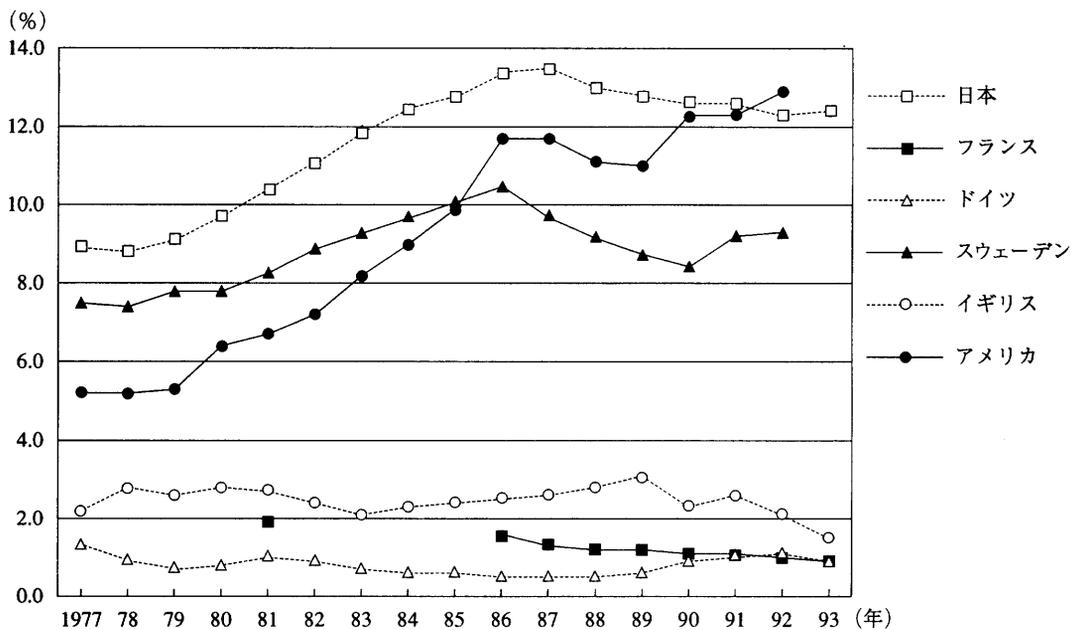
注：国庫負担割合 =  $\frac{\text{国庫負担額}}{\text{財源合計額}}$

図4 国庫負担割合の推移



注：公費負担割合 =  $\frac{\text{公費負担額}}{\text{財源合計額}}$

図5 公費負担割合の推移



注：資産収入割合 =  $\frac{\text{資産収入額}}{\text{財源合計額}}$

図6 資産収入割合の推移

出と事業主拠出の割合が高く公費負担の割合は非常に小さい。ドイツは被保険者拠出の割合がほかの国よりも高いのが特徴である。スウェーデンは他の公費負担のシェアが大きく次に事業主拠出のシェアが大きい。逆に被保険者拠出の財源に占める重要性は非常に低い。イギリスは圧倒的に国庫負担および公費負担の割合が高い。アメリカについては、他の諸国から特に乖離した動きをするものではなく、被保険者拠出、事業主拠出、公費負担が比較的平等なシェアを持っているようである。資産収入の割合が持続的に上昇している。いずれの国にも共通しているのは事業主拠出が社会保障費財源において重要な位置を占めているということである。

上述のような特徴の背景を検討するために、国別に社会保障費の財源構成の推移を見る。まず、日本について見てみると、項目別の財源額も社会保障費全体の財源額と同様に1970年以降、増加し続けてきている。このため、財源額からでは他の項目と比較した場合に、ある項目の財源がどの程度の重要性を持っているのかを知ることができない。

増加傾向を示している背景には、社会保険加入者の増加、社会保険料の上昇、社会保障給付費の受給者数の増加といった実質的な変化と、物価上昇率の変化などの名目的な変化が考えられる。社会保障費の財源に対する各財源項目の重要性がどのように変化していったかを検討するためには、本来は、可能性のあるすべての要因をコントロールした上で、各財源項目を比較検討する必要がある。しかし、ここでは物価上昇率や一国の経済規模といった側面のみをコントロールし、各財源項目を比較する。このため、ここではGDPを基準値とした項目別財源の額を追うことにする。項目別のGDP比を見ることで一国の資源に占める各財源の比重を知ることが可能となる。ただし、前述のように、GDP比で見た場合、分子の財源額ではなく、分母のGDPの動きにより、項目別の額の変化が過大ないし過小に見えることがあることに留意すべきである。

図7は日本の社会保障費の構成別財源のGDP比の推移である。顕著な傾向として、1980年代に被保険者拠出と事業主拠出が、国庫負担と公費負

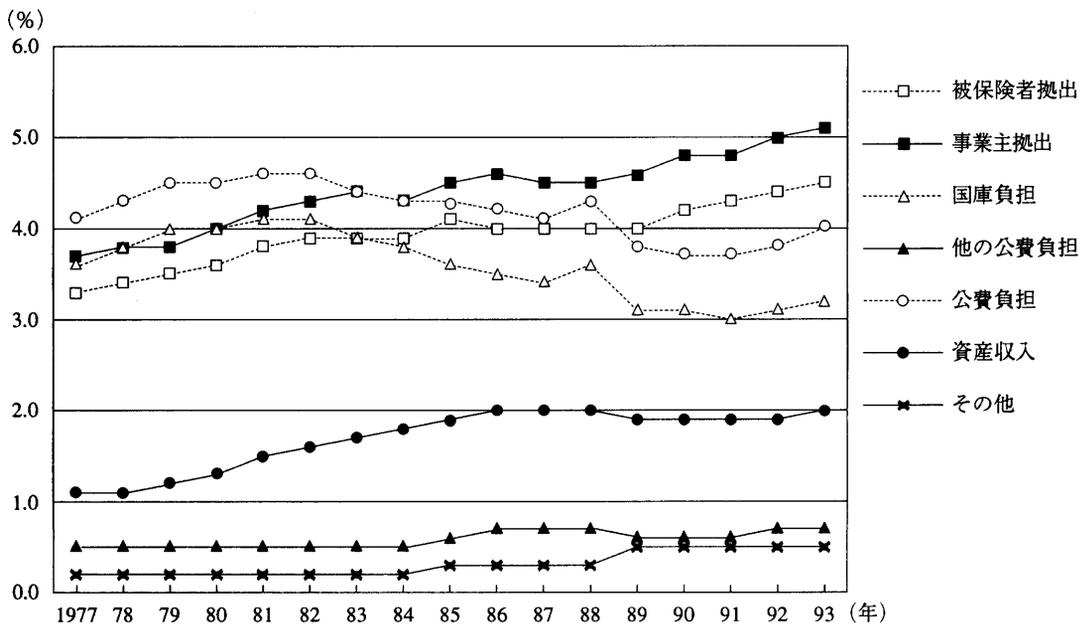


図7 日本の社会保障費財源の構成 (対GDP比)

担よりも大きくなったことが観察される。公費負担の減少は、他の公費負担（地方自治体の負担）がほとんど変化していないこと、また国庫負担が公費負担の80～90%と大半を占めることから、国庫負担の減少によってもたらされていると言える。

1980年代に国庫負担が減少した背景を考察してみよう。財源に国庫負担を含む社会保障制度は25項目ある<sup>1)</sup>。これらの制度のうち、国庫負担分のGDP比の動向を1975年から1996年について見たものが図8である。ここでは分析の煩雑さを避けるために、GDP比が全分析期間で0.1%未満の社会保障制度は分析対象から除外した。その結果、政府管掌健康保険、国民健康保険、老人保健(医療)、厚生年金保険、国民年金、雇用保険、公衆衛生、生活保護、社会福祉、戦争犠牲者の10項目が分析対象となっている。図8を見ると、国庫負担のうち、最も多く分配を受けている制度は、1987年までは国民健康保険であり、それ以後は国民健康保険と厚生年金保険のいずれかとなっている。

る。国庫負担が減少し始めた1980年代には、主に2つの動きがあったことが推察される。まず、戦後40年間を経た社会的な変化である。これには戦争犠牲者の数が減少したことによって、戦争犠牲者に対する国庫負担が減少したことが挙げられる。また、生活保護や社会福祉も1980年代に減少した。2番目の動きは、制度の変化である。1982年から老人保健制度が導入され、それまで国民健康保険制度でカバーしていた高齢者の医療費を各被保険者からの拠出金による老人保健制度で代替するようになった。これは、図8において、1982年から老人保健の国庫負担が増加する反面、国民健康保険の国庫負担が減少しているという動きに表されている。さらに1985年に基礎年金が導入されたことによって、この時期から厚生年金保険の国庫負担が急増した反面、国民年金の国庫負担が減少した。仮に、国民健康保険の減少分と老人保健の増加分、および国民年金の減少分と厚生年金の増加分が、各々相殺されたと単純に想定すると、1980

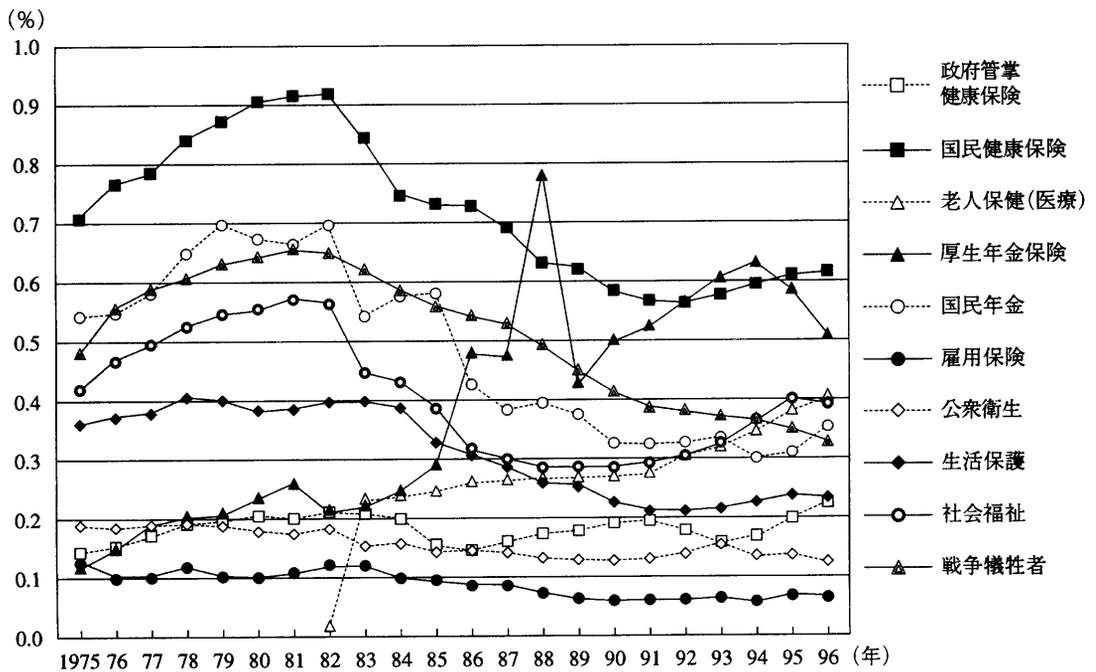


図8 社会保障制度別国庫負担額の対GDP比の推移

年代の国庫負担の減少は、該当受給者の減少という社会的変化に起因していると言えるだろう。

フランスは、どの項目においても1986年から1994年の9年間でほぼ同じ水準を維持しており、財源の構成という側面では顕著な変化はなかった。フランスでは、財源に占める事業主拠出の割合が高いことが特徴的であるが、これはフランスでは事業主の利潤は労働者の労働に帰するものであるため、事業主は多くの負担をすべきであるという思想が根強いためといわれている<sup>2)</sup>。しかし、1990年代以降、保険料率の引き上げが被保険者にとって限界となり、普遍的社会保障拠出金という目的税が新たに導入されている<sup>3)</sup>。

ドイツの場合は、主に被保険者拠出、事業主拠出、国庫負担の3つの項目で構成されている。被保険者拠出の比率が高いのはドイツの社会保障制度の伝統であるといわれている<sup>4)</sup>。他の公費負担については、国庫負担以外の公費負担も存在するが統計上は整理されていない。

スウェーデンの社会保障費財源は事業主拠出が最も多く、2番目に他の公費負担、3番目に国庫負担となっている(図9)。また、被保険者拠出の財源額が非常に少ないのが特徴的である。スウェーデンでは1975年の労使協議で、賃上げ率を下げる代わりに、被保険者拠出分を事業主が負担するという協定が結ばれた。これは1993年まで続いたが、1994年以降は被保険者拠出も増加する予定である。他の公費負担が多いのは高齢年金、医療給付、家族手当・児童手当である。高齢者福祉と児童福祉は市によって、医療の中の入院については県で負担されている<sup>5)</sup>。事業主拠出が他の財源と比較して最上位を占めるが、1980年代半ばに比率が大きく低下しているのが観察される。この理由については、さらに分析をする必要があるが、1980年代に医療関係の社会保障支出が、同時期にとられた社会保障支出の節約政策の働きによって急激に減少したことが、飯野(1987)によって指摘されている。疾病や出産に関する社会保障費は

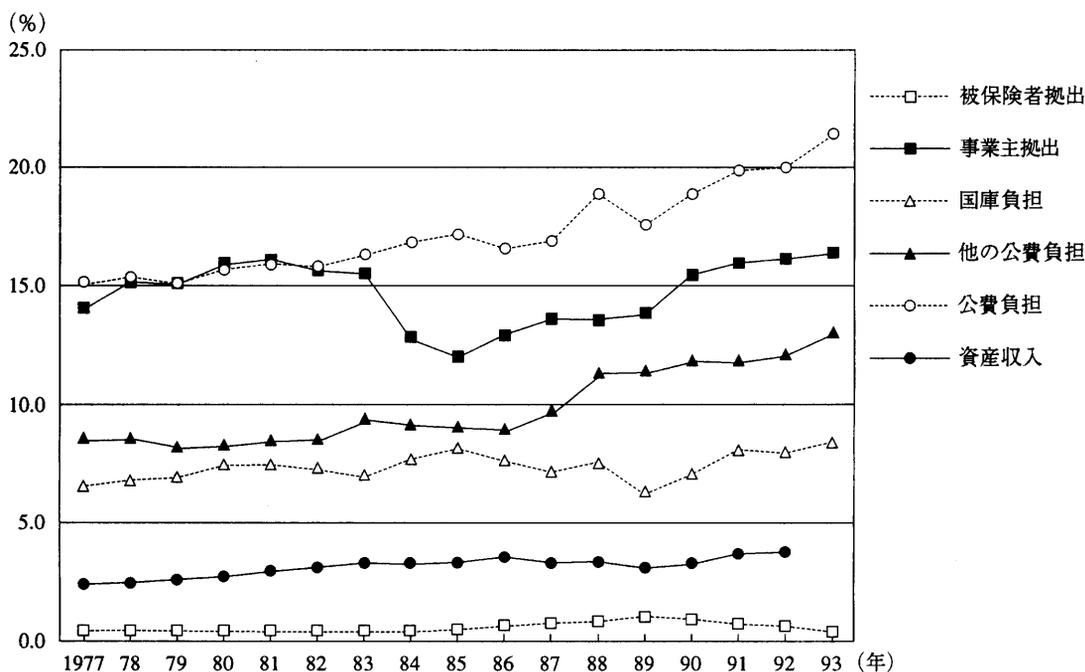


図9 スウェーデンの社会保障費財源の構成 (対GDP比)

事業主拠出が主な財源となっていることから、この時期の事業主拠出の動きと疾病や医療に関する社会保障支出との間には何らかの相関がある可能性がある<sup>6)</sup>。ただし、1993年において、事業主拠出の規模が大きい社会保障制度は、1位が老齢年金(約1413億クローネ)、2位が失業(約391億クローネ)、3位が疾病(約285億クローネ)、4位が出産(約172億クローネ)となっている<sup>7)</sup>。しかし、飯野(1987)によれば、この時期老齢年金関係の支出は増加している。80年代の事業主拠出の動きについては他の適切な資料を基に詳しく分析する必要があるだろう。

イギリスの社会保障費財源の構成を見ると、国庫負担比率が圧倒的な高さを誇っている。国庫負担の財源額は1977年から1983年の間と1989年から1993年の間で大きく増加した。国庫負担が重要な役割を果たしている社会保障制度は、国民保健サービス、家族手当、公的扶助である。この3つの制度では、各制度の財源総額に占める国庫負担の割合は1993年で各々、87.2%、100%、100%となっている。また、これら3つの制度の国庫負担額の合計は、すべての制度の国庫負担総額の86.9%を占める<sup>8)</sup>。一圓(1999)によれば、この時期の国民保健サービス費は、1980年代にわずかであるが減少し1990年代に入ってから急増していること、また、国民保健サービス費の財源構成は、国庫負担の割合が1980年代に減少し、代わりに保険料の割合が増加、逆に90年代に入ってから国庫負担の割合が増加し、代わりに保険料の割合が減少したことが指摘されている。

アメリカの社会保障費財源の構成は、いずれかの項目に負担が偏重しているというよりは、幾つかの項目に負担を分散しているようである。特徴的なのは、資産収入が多いことである。資産収入が多い理由は、OASDHI (Old Age, Survivors, Disability and Hospital Insurance) が信託基金を保有し、その運用益が大きいためである。他の公費

負担の比率も比較的高いが、これは、福祉は元来、州や地方の担当と考えられており、州や地方が財源を提供することで制度を維持運営しているためである。なお、このほかの財源に社会保障特別税として計上されているものがあるが、これは1983年の社会保障法改正によって導入されたもので、高額所得者の年金給付に対して課税されるものである<sup>9)</sup>。

### 3. 財源分析のまとめ

先進5カ国と日本について社会保障費の財源の特徴をその規模と構成の面から検討してきた。結果をまとめると以下ようになる。

先進5カ国と日本について、社会保障費財源の規模はGDP比で見ると1980～90年代の期間でほとんど変化していない。これは社会保障費の財源規模が実質的には大きな変化をしなかったことを示唆しているが、財源の規模が既存の制度によって規定されること、すなわち、制度の継続性を考慮すれば妥当な結果である。

社会保障費財源の構成についても、1980～90年代で大きく変化した国はない。これも20年間という短期間では個別の制度の財源が大きく変化することがないからだろう。社会保障費の財源特徴を財源構成から見た場合、主に2つのタイプに分類することができる。1つは公費負担を財源の中心としている国、もう1つは社会保険料(事業主拠出と被保険者拠出)を財源の中心にしている国である。公費負担を中心としている国には、スウェーデンとイギリスがあるが、スウェーデンは公費負担の中でも他の公費負担(地方自治体負担)を中心としており、イギリスは国庫負担を主な財源としている点で違いがある。社会保険料を財源の中心としている国は、ドイツ、フランス、アメリカ、日本であるが、フランス、アメリカ、日本については事業主拠出のシェアが高く、ドイツについては被保険者拠出のシェアが高い。

日本については1980年代から国庫負担が減少しているが、これは国庫負担を財源として保障を行ってきた戦争犠牲者や無拠出の福祉年金等の受給対象者が減少したことなど、社会的な変化を反映したものと推測される。また、同時期に老人保健制度や基礎年金が導入されるなど日本においては大きな制度改革があり、このことも国庫負担の減少に影響を与えていると思われる。

ここでは社会保障制度の内容と財源との関係についての考察はしないが、各制度に注目することで財源の規模やその構成の特徴がより明瞭になると思われる。これは今後の課題である。

### III 社会保障費国際比較統計の現状

#### 1. 新しい国際比較統計の発展

社会保障費用の国際比較統計の整備は、ILO（国際連合の機関のひとつである「国際労働機関」）が1949年に手がけたのが最初である。1998年現在までにILOでは18回の調査を実施している。ILO統計の枠組みは、社会保障の最低基準に関するILO条約No. 102（1952）とILO勧告No. 67・No. 69（1944）によって定義され、収入と支出の項目もそれらに合わせて収集されてきた。これが、日本では国立社会保障・人口問題研究所が推計公表している社会保障給付費である。

1970年代になり、EUROSTAT（当時EC統計局）がEU加盟国の代表と共同で欧州統合社会保護統計（ESSPROS：European Systems of Integrated Social Protection Statistics）を創った。EUROSTATは社会保護統計の推計結果を「欧州における社会保障統計ダイジェスト」として公表してきた<sup>10)</sup>。EUROSTATは「ESSPROS統計作成方法」を1981年に刊行したが、近年の社会政策および研究データ用件の増大と変化に対応させるより柔軟な枠組みが必要となり1996年に改訂版「ESSPROSマニュアル」を刊行した<sup>11)</sup>。改訂版の前後ではESSPROS

の集計方法が異なることに注意が必要である。

1992年第二回OECD社会保障担当大臣会議において、新しいアプローチによる社会支出に関するデータベース（OECD Social Expenditure Database）の構築を行うことが決定した。この決定を受けて、メンバー各国は新しいデータベースへのデータ提供を行うことになった<sup>12)</sup>。新しいデータベースはマクロ的に社会支出のトレンドを国際比較することを目的に構築された。日本では、国立社会保障・人口問題研究所が社会保障給付費のデータを基礎として、推計している。1994年に日本は初めて社会支出データを1992年分まで作成しOECDに提出した。しかしその後、費用の範囲の改訂や財源データの扱いの検討を行い、全体の改訂を行った。その結果は、1996年改訂版として、1994年までのデータが追加されOECDに提出された<sup>13)</sup>。その後OECDは加盟国から毎年データの提出を受けている。当初の予定どおり、電子媒体による出版（OECD Social Expenditure Database 1980-1996）も1999年2月に開始された。

1998年ILOは第19次調査にあたり、新しい枠組み（以下新ILO基準と呼ぶ）での社会保障費用を提案し、各国に新ILO基準に沿ったデータの提出を求めてきた。ILOが新枠組みへの移行を決めた背景にはEUROSTATやOECDなどの一連の新しい統計体系への連携の意図があった。また、多くの先進諸国で社会保障制度が選別主義から普遍主義へと変化していることに対して、従来の基準が狭すぎるという認識が働いたと考えられる<sup>14)</sup>。しかし第19次調査の結果が公表されるにはまだしばらく時間がかかると思われる。

上記のように社会保障費用の国際比較統計の整備は、さまざまな国際機関によって試みられてきた。1949年ILOが社会保障費用を推計してから現在に至るまでの国際的動向を大きく捉え、「制度分類」から「機能分類」への移行として理解することができる。社会保障が社会保険制度を軸とした

勤労者の制度から、就労の有無や職種に関係なく地域住民を対象とした行政施策として発展してきたことがその背景となっている。各国は独自の歴史的事情からさまざまな社会保障制度の発展段階を経験してきている。そこで、固定的な制度分類からではなく社会保障の対象者や対象となるリスクを基準として社会保障費用を捉えようとしたのが「機能分類」である。しかし、共通理解の得やすい制度分類とは異なり、機能分類は、それぞれの機能の説明と定義が必要となってくる。そのため、最近の各推計には定義書とも言える説明文を整備するようになってきている。中でも、1996年にEUROSTATが刊行した改訂版「ESSPROS マニュアル」は、OECDとILOの参考資料として位置づけられており、機能分類の考え方を理解する上で必要不可欠な資料となっている。

## 2. 他の国際比較統計に見る財源データ

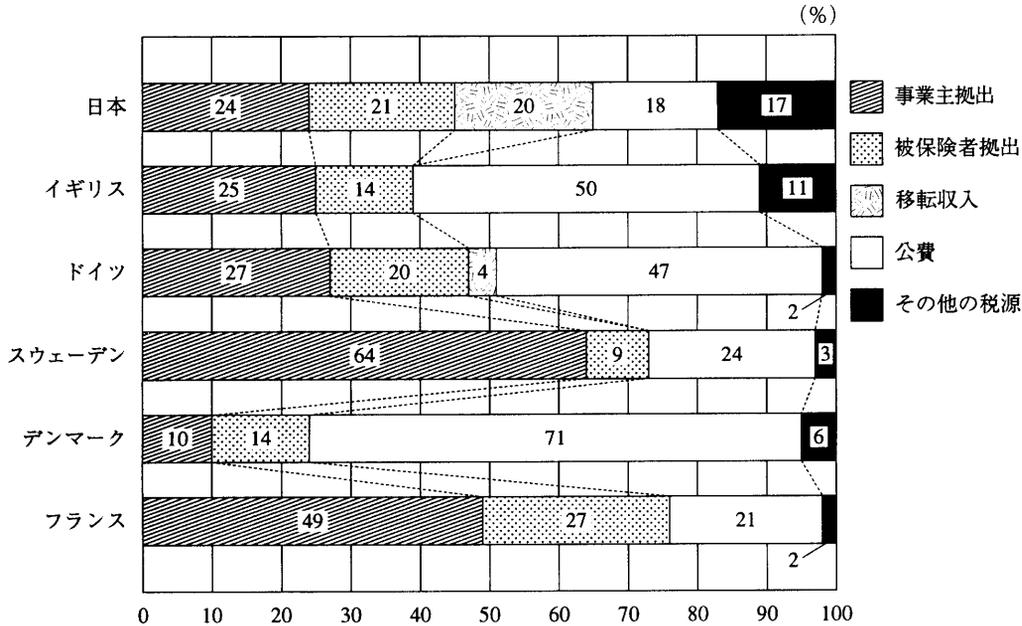
現在入手可能な社会保障費の財源データは、ILO基準の社会保障費用統計とEUROSTATのESSPROS社会保護統計の2種類である。OECDのSOCX (Social Expenditure) は独自の財源統計を提案しているが整備できていない。新ILO基準では、新しい財源統計を採用しているが、この国際比較データはまだ入手できない。そこで前述の「II 社会保障費財源の国際比較」で分析したILO基準の財源構造と比較可能な他の国際比較統計はESSPROSだけになる。現行ILO基準の収入分類とESSPROSの収入分類には共通点が多い。大きな枠組みでESSPROSは、社会保険拠出、一般政府の拠出、他制度からの移転、その他の収入の4分類を採用している。現行ILO基準は、社会保険拠出、公費、資産収入、その他の収入、他制度からの移転、の5分類を採用している。一方新ILO基準は、社会保険拠出、税、その他の収入、積立金からの繰入の4分類を採用している(表2参照)。

図10はEUROSTATのESSPROSを基データとし

表2 ESSPROSの収入分類

社会保護制度の収入の種類分類	
1	社会保険拠出
11	使用者の社会保険拠出
111	使用者の現実の社会保険拠出
112	使用者の帰属社会保険拠出
12	保護対象者による社会保険拠出
121	被用者
122	自営業者
123	年金受給者その他
13	拠出先変更による社会保険拠出
2	一般政府の拠出
21	目的税
22	一般収入
3	他の制度からの移転
4	その他の収入
41	財産所得
42	その他

て作成した財源比較である。スウェーデンの事業主拠出割合が圧倒的に大きいこと、イギリスの公費負担割合が大きいことなど、各国の財源構成についてIIで特徴とされた部分に変わりはない。ただ、割合の大小で比較すると違いがでてくる。例えば、フランスの事業主拠出がILO基準の結果より大きい割合を占めていること、ドイツの公費負担がILO基準より大きくなっていることなどが顕著である。これは、ESSPROSの費用範囲がILO基準に比べて広い範囲を含んでいることに起因していると考えられる。前出のマニュアルにおいて、費用の範囲は公的な制度およびその代替としての役割を担っている私的制度を範疇に含めることが示されている。いずれにしてもEUROSTATのESSPROS財源データと比較すると、ILO財源データの妥当性も確認できる。



資料：EUROSTAT ESSPROS 1997

図 10 社会保障費の財源別割合

注

- 1) 財源に国庫負担を含む社会保障は、政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、国民健康保険、老人保健(医療)、老人保健(ヘルス)、厚生年金保険、厚生年金基金等、国民年金、農業者年金基金等、船員保険、農林漁業団体職員共済組合、私立学校教職員共済組合、雇用保険、労働者災害補償保険、児童手当、国家公務員共済組合、旧公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、旧令共済組合等、国家公務員災害補償、国家公務員恩給、公衆衛生、生活保護、社会福祉、戦争犠牲者である。
- 2) フランスの社会保障費の財源における事業主拠出の重要性については、研究所資料(1998)を参照している。
- 3) フランスの目的税については研究所資料(1998)に詳しい。
- 4) ドイツの社会保障費の財源の特徴については、研究所資料(1998)を参照している。
- 5) スウェーデンの社会保障費の財源の特徴については、研究所資料(1998)を参照している。
- 6) “The Cost of Social Security”(ILO)によると、1993年では、疾病と出産の財源に占める事業主拠出の割合は、各々、70.4%、85.7%となっている。
- 7) “The Cost of Social Security”, スウェーデンデータ(ILO)による。
- 8) “The Cost of Social Security”, イギリスデータ(ILO)による。
- 9) アメリカの社会保障財源の特徴については、研究所資料(1998)を参照している。
- 10) *Digest of Statistics on Social Protection in Europe* は1996年マニュアル改訂前の基準によってまとめられている。
- 11) 1996 *EUROSTAT ESSPROS Manual* (ISBN 92-827-9041-X) 翻訳版、「ESSPROS マニュアル1996年度版」が平成9年度厚生科学費補助金で作成されている。
- 12) OECD統計整備の経緯の詳細については、三上(研究報告No. 9501, 1997)を参照。
- 13) 研究報告No. 9703「OECD社会支出統計の概要と日本データ」に全体を掲載。その後、収入(Receipt)部分のデータ推計は行わなくなった。
- 14) ILOは第19次調査の依頼にあたり、以下のように改定の必要性を記述している。「1940年代後半以降、社会保障に対する一般的認識は、貧困の軽減を含め全ての国民に対する一般的基本的社会的支援を提供する社会保護を含むまでに広げられてきている。これまでの調査結果はILOの組織や個々の研究者達にとっては有用であったが、ILOの利用者達のニーズによりよく応えるために、社会保障費用の調査は、定義的枠組み、データの正確さ、において向上させることが可能であり、情報技術における現在の進歩を用いて、より新しいデータに更新することが可能であるように思われる。」

参考文献

- 一圓光彌 1999 「国民保健サービス」『先進諸国の社会保障① イギリス』武川正吾・塩野谷祐一編 東京大学出版会
- 飯野靖四 1987 「国家財政と地方財政」『スウェーデンの社会保障』社会保障研究所編 東京大学出版会
- 「平成8年度社会保障費」『季刊社会保障研究』第34巻第3号 1998年
- 勝又幸子 1992 「社会保障費の国際比較—ILO公表統計を使った国際比較の留意点と課題—」『季刊社会保障研究』第28巻第3号
- 国立社会保障・人口問題研究所 1998 「社会保障給付費の国際比較分析」研究会資料(研究所資料)\* 本研究会の報告は『海外社会保障研究』第130号(2000年3月刊)に掲載予定である。
- 国立社会保障・人口問題研究所 1997 「社会保障費統計の仕組みと概要」研究報告No. 9701
- 「社会保障費国際比較基礎データ」『海外社会保障情報』第123号 1998年 pp. 101-112 (ここで紹介された表はエクセルのワークシートとして国立社会保障・人口問題研究所のホームページ <http://www.ipss.go.jp> でダウンロードすることができる。)
- OECD. 1999. *OECD Social Expenditure Database 1980-1996*. Paris: OECD.
- (かつまた・ゆきこ  
国立社会保障・人口問題研究所総合企画部第三室長)  
(もりた・ようこ  
国立社会保障・人口問題研究所客員研究官)